

## P3899v 馬社文書に関する諸問題

速水大

### はじめに

P3899v は、敦煌縣が開元9年（721）分の懸泉府の未徴收馬社錢の徴收に関する問題について、開元14年（726）に處理し保管した案卷の一部である。一般に「馬社文書」とよばれる。北村薰氏や盧向前氏の研究があり<sup>1</sup>、馬社文書そのものの理解だけでなく、笞刑の實施や文書行政の面での研究にも利用されてきた。しかし、兩氏の研究は、白黒のマイクロフィルム等を使用して行われたものである。現在では、IDP（International Dunhuang Project）や GALLICA 等の提供するデータベースで、當文書の彩色の圖版が公表されている。これらの畫像のおかげで、現物調査には及ばないものの、兩氏の研究時よりも多くの情報を得ることができるようになった。そこで、本報告では、彩色圖版から知り得た情報を使用しながら、「馬社文書」の記述に基づいて沙州の折衝府である懸泉府と、そこに見える官吏の身分變化について考察したい<sup>2</sup>。

### 馬社文書の外形的概要

P3899v は、先に記した如く、敦煌縣が開元9年分の懸泉府の未徴收馬社錢の徴收に関わって開元14年に作成した案卷の一部である。前後は殘缺しているが、全17紙192行に及ぶ長卷で、敦煌縣のほか、沙州、懸泉府の文書が貼り繼がれている<sup>3</sup>。現在の整理番號上の表に當る面は、道教の戒律の抜き書きをまとめたものである。しかし、實際には、敦煌縣の案卷が保存期間を過ぎて廢棄された後、道教經典を書寫するために二次利用されたものである。裏面のいわゆる「馬社文書」か

<sup>1</sup> [北原 1975] [盧 1992] 參照。

<sup>2</sup> 本報告の内容は、2012年から2014年まで11回に渡って、東洋文庫の「8-11世紀内陸アジ出土漢文文書輪讀會」において發表した内容を含む。席上、參加者各位から多くのご助言を賜ったことを記しておきたい。ただし、報告の内容に関する責任は報告者にあることをお断りしておきたい。

<sup>3</sup> 錄文については、すでに [北原 1975] 25～39頁および、[盧 1992] 48～58頁、さらに『真蹟釋錄』第4巻432～445頁「開元十四年沙州燉煌縣勾徵」があり解讀の參考とした。

ら見れば、少なくとも天地を一文字以上切り落とした形跡があり、文意を理解する際に文字を補う必要がある。それに對して、道教經典は、複數行を滞りなく讀むことができる。すなわち、現在の表面である道教經典を書寫する際に、天地の高さを整えたものとみなすことができる。したがって、現在、裏面とされている「馬社文書」が先に作成されたことは間違いない。

また、従來は、盧氏の研究によって第4・5行に上下逆様に「沙州之印」が押されていることから、沙州で調査された案卷と考えられてきたが<sup>4</sup>、押印の後の第5行から第7行の間に押縫のない貼り継ぎがあり、必ずしも盧氏の見解に従うことはできない。今は、敦煌縣で處理した文書という點に止めておきたい。

## 唐の折衝府と官吏について

馬社錢の徴収の舞臺となる懸泉府は、唐の折衝府である。行論の都合上、開元年間における折衝府内の統屬關係について、従來の研究を踏まえつつ簡単にまとめておきたい<sup>5</sup>。いわゆる府兵制は、唐前半期の軍防體制の根幹として位置付けられる。唐の府兵制は、折衝府を中央の十二衛六率府が直轄する形式を取った。そのため制度上は、折衝府は地方行政を擔當する州刺史からは別個に存在していた。

折衝府は兵士の員數によって、上府・中府・下府の等級があり、赤縣（長安・洛陽城内）に設置されたものを赤府、畿縣（長安・洛陽周邊）に設置されたものを畿府として、重視した。則天武後の改革以後上府が1200人、中府が1000人、下府が800人であったと考えられる。府の官員の官品は府の等級を反映して差が設けられた。折衝府の長官は折衝都尉であり、官品は府の等級によって正四品上～正五品下に分かれる。その職掌は『舊唐書』卷44 諸府條に以下のごとくある<sup>6</sup>。

諸府折衝都尉、掌領五校之屬、以備宿衛、以從師役、總其戎具・資糧・  
差點・教習之法令。

この條文によって、折衝都尉は、「五校の屬」（府の兵士全體）を率いて防備・出征等の軍事活動に従事し、府の武器・食料等の物資や徵兵・軍事演習などの事務の決裁を行ったことがわかる。次官は果毅都尉（從五品下～從六品下）であり、左・

<sup>4</sup> [盧 1992] 66～65 頁参照。

<sup>5</sup> [濱口重國 1966]、[日比野丈夫 1963]、[菊池英夫 1970A・B]、[日比野丈夫 1973]、[氣賀澤保規 1999] 等を参照。

<sup>6</sup> 開元年間の制度については、開元26年成立の『唐六典』に基づくべきだが、卷25 諸府折衝都尉條には缺落がある。そのため折衝都尉・果毅都尉・別將の職掌に関する部分は諸書の關係條文を用いて説明する。

右の2員を置くことがあった。さらに、聖暦二年（699）には別將（正七品上～從七品下）が果毅都尉の下に置かれた。別將については『通典』卷29 職官典・武官下・折衝府條に、(括弧内は原注を表す、以下同。)

別將一人、(不判府事。若無兵曹以上、即知府事。初別將既改爲果毅、而府中有長史員。聖暦三年、廢長史、置別將一員。後又兼置長史。)

とあり、通常は府の事務に関わらず、擔當者が全員不在の時にのみ臨時に代行した。このことから、別將が軍事的な補佐官であったと推測できる。軍事的には別將の下には、4～6人(當初は3～5人)の校尉(從七品下)が、200人の兵士からなる團の長として置かれた。

團は2旅(1旅=100人)に分かれ、1旅は2隊(1隊=50人)に分かれる。そして、隊は5火(1火=10人)で構成される。それぞれの單位に責任者が配置された。旅の責任者は旅帥で從八品上、隊の長は隊正で正九品下、隊には副官の隊副(副隊正、從九品下)も設置される。火の長である火長には流内官品が設定されていなかったようである。

以上、折衝府の武官についてみてきたが、折衝府には文官も設置され、府事を掌っていた。『唐六典』卷25 諸府條によれば、長史(正七品上～從七品下)が軍事・備蓄・車馬・防具と帳簿・決算などの府事全般を處理し、兵曹參軍事(從八品下～從九品下)が府の財産を管理したことになる。

長史掌判兵事・倉儲・車馬・介冑之事、及其簿書・會要之法。兵曹掌兵吏糧倉・公廩財物・田園課稅之事、與其出入勾檢之法。

一方で、『通典』卷29 職官典・武官下・折衝府條では、

長史一人(通判、載初元年置。)兵曹一人(判府事。付事句稽、監印、給紙筆。)

とあり、長史が通判官、兵曹が判官に位置づけられ、『唐六典』の記述とは職掌が異なる。この違いが時代による變化を表すのか、それとも一方の書に何らかの誤りがあるのかは現在のところ詳らかではない。いずれにせよ、長史と兵曹が中心となって折衝府の事務を處理する規定であったことに變わりはない。

以上が、折衝府の流内文武官であり、ほかに録事・府・史などの流外官吏が設置され、文書處理を擔當した。折衝府の録事と府と史とが「雜任」であることは『天聖令』卷30 雜令唐15條によって明らかである。

諸司流外非長上者、總名「番官」。……州縣録事・市令・倉督・市丞・府・史・佐・計（帳？）史・倉史・里正・市史、折衝府録事・府・史、兩京坊正等、非省補者、總名「雜任」。其稱「典吏」者、「雜任」亦是。

趙璐璐氏によれば、折衝府の録事・府・史は折衝府内で選任された<sup>7</sup>。そして、録事以下は流外詮ではなく、直接流内官詮を受け得る特殊な存在であった。また、馬社文書に見えるように折衝府には流外官吏として「典」も設置されており、行政の一端を擔っていた。

以上のように、折衝府の制度的な概要を把握した上で、以下、懸泉府に焦點を絞って検討を加えていこう。

## 懸泉府の位置

懸泉府については、『新唐書』卷40 地理志・隴右道・沙州條に、

沙州燉煌郡、下都督府。本瓜州、武德五年曰西沙州、貞觀七年曰沙州。土貢、碁子・黃礬・石膏。戸四千二百六十五、口萬六千二百五十。縣二。（有府三、曰龍勒・效谷・懸泉）敦煌（原注略）壽昌（原注略）

とあり、沙州（敦煌郡）に設置されていた軍府であることがわかる。張沛氏は、唐の折衝府の事例を収集した際、『元和郡縣志』卷40 隴右道下・敦煌縣條に、

懸泉水在敦煌縣東百三十里、出懸泉山。

とあることから、漢代の懸泉置をその所在地と比定している<sup>8</sup>。懸泉水についてはP2005「沙州都督府圖經」に、

懸泉水

右在州東一百卅里、出於石崖腹中。其泉旁出細流一里許即絕、人馬多至水即多、人馬少至水出即少。（以下略）

とあり、また、「沙州都督府圖經」には「懸泉驛」の項目があり

<sup>7</sup> [趙2008] 502～503頁。趙璐璐氏は録事以下の雜任の選任は別將が擔當した可能性があるという。折衝府内での選任については、趙氏の意見に賛同するが、別將が選任を擔當したかどうかは、現在のところ判断できない。新たな史料の発見を待つ必要がある。

<sup>8</sup> [張沛2003] 240頁参照。

## 懸泉驛

在州東一百四十五里。舊是山南空谷驛。唐永淳二年錄奏、奉  
敕移山北懸泉谷置。(以下略)

と記される。これら漢代の懸泉置や唐の懸泉驛が置かれた懸泉の地域は、州城から東の地域で、唐代においては懸泉郷に含まれる地域であったと考えられる。

唐の懸泉郷は、S.514「唐沙州敦煌縣懸泉郷宜禾里大曆四年手實」の名稱に見えるように敦煌縣下の郷である。名稱の一致から考えて、懸泉府は懸泉郷内に設置された軍府と考えるのが妥当であろう。

## 懸泉府の規模と等級

ここで盧向前氏の見解に基づきながら懸泉府の等級について確認しておこう<sup>9</sup>。折衝府が上中下の三等級に分れていたことは先に述べた。馬社文書では、懸泉府の府兵が未納馬社錢の一部を負担することを「至秋均出千人柒拾參千貳伯肆拾伍文」(第138・139行)、「州符下府至秋均出千人柒拾參阡貳(伯)肆拾伍文」(第157行)と記している。また、懸泉府について「五團」(第10・26・27行)とある。先述のように一團が200人であることから、「五團」は1000人をあらわしていることになる。これらのことから、懸泉府は1000人規模の軍府であり、中府に位置づけられていたと想定できる。

## 懸泉府の統屬關係

懸泉府がいずれの衛に管轄されていたのかという問題については、現在まで明らかにされていない。現存史料に記載が無いからである。しかし、馬社文書の第174行～第184行の懸泉府の牒におされた5個の官印によってその統屬關係を知ることができる<sup>10</sup>。

これら5個の印はこれまで印影が薄いことから印影不明の「不明印」として扱われてきた。しかし、懸泉府が発信した牒の數字や發信日時に捺印し、改竄を防いでいることから、懸泉府印であったことは間違いない。この印影を判讀できれば懸泉府が所屬していた衛府を知ることができる。

折衝府の印は、西域出土文書にしばしば見え、その實例から「某衛某府之印」と作ると推測できる。また、西州の蒲昌府・天山府・岸頭府、甘州の弱水府の印

<sup>9</sup> [盧 1992] 58～59 頁附校注 [6] 参照。

<sup>10</sup> 懸泉府牒の様式については、[赤木崇敏 2008] 86～87 頁を参照。

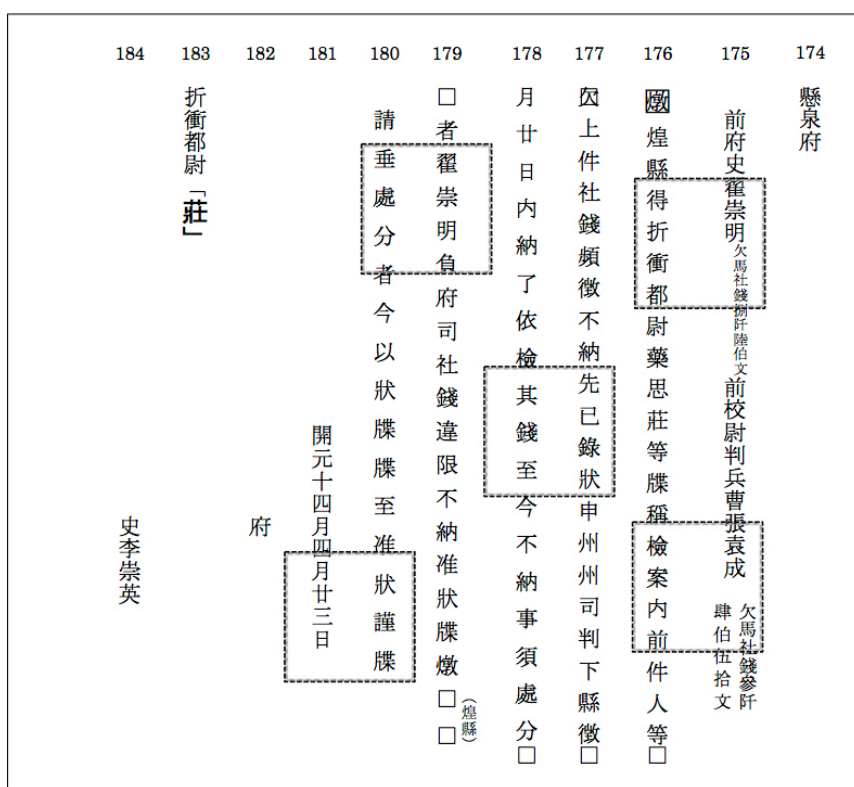


圖 1 P.3889v 第 174 行～第 184 行「懸泉府牒」録文

を見ると全て、3 字×3 行の全 9 字となっている。このような前提のもと、IDP (<http://idp.afc.ryukoku.ac.jp/>) と Gallica (<http://gallica.bnf.fr/>) とが公開している寫眞を用いて、懸泉府牒の印影を觀察すると、篆刻の「左豹韜／衛□泉／府之印」の文字を読み取ることができる。もちろん、判讀不能の□の文字は、「懸」字が入ると考えてよいであろう。結果として、「左豹韜／衛〔懸〕泉／府之印」であったと判明する。したがって、懸泉府は左豹韜衛に屬していたと判断できる。

左右豹韜衛は、則天武后期（684）に使用された名稱であり、神龍元年（705）に左右威衛に改稱されている。それにも関わらず、開元 14 年の文書に「左豹韜／衛〔懸〕泉／府之印」が使われていたことになる。衛名の改稱が制度に合わない状況であるが、蒲昌府など他の折衝府でも、開元年間に武周時代の衛名を含む官印を使用していたことが判明している<sup>11</sup>。なぜ開元年間に「豹韜衛」の印が使われたのか、いまだ確たる見解に達してはいないが、則天武后期に軍制が變化し始め、節度使の出現によって折衝府の相対的な地位が低下したことにより、官印の變更が

<sup>11</sup> [日比野 1963] 281 頁参照。

なくそのまま使用を続けたとの劉後賓氏らの見解は参考に値しよう<sup>12</sup>。

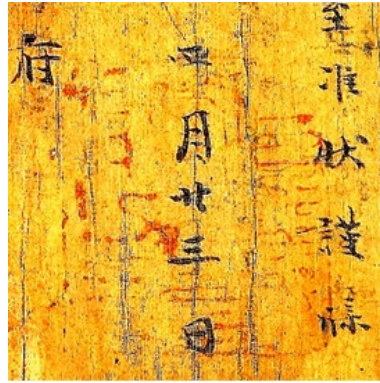


圖2 第175行～176行上部「懸泉府印」

圖3 第180～181行「懸泉府印」

※ Gallica の画像 (<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8307386j/f27.image.r=3899.langEN>) と (<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b8307386j/f28.image.r=3899>) との色調を調整した。

## 懸泉府の官吏と身分の變化

馬社文書によって、2つの時期、合計5人の懸泉府の官吏の就任状況を知ることができる。一方は文書が作成された開元14年段階の2名の官吏であり、他方は本文書で問題となる開元9年当時の官吏3名である。特に注意したいのは、開元9年当時の官吏3名であるが、先に開元14年段階での官吏について、一言しておこう。

開元14年段階の懸泉府の長官である折衝都尉の名は第176行に「折衝都尉藥思莊」とあり、第184行に「折衝都尉「莊」との署名もある。このことから、藥思莊が折衝都尉であったことは間違いない。また、第184行の署名から懸泉府の史の一人が李崇英であったことがわかる。

開元9年当時の官吏については、開元9年の官職と開元14年時点での身分が記されていることが重要である。各人の身分の變化が官と吏との格差を知るうえで貴重な史料となるからである。

馬社文書に見える開元9年当時の懸泉府の官吏は、張袁成・翟崇明・汜貞禮の3名である。次に各人の身分記載から5年間の身分の推移を確認し、その意味するところを明らかにしたい。

<sup>12</sup> [劉後賓・王湛 2013] 24～26 頁参照。

## (1) 張袁成

張袁成は、「袁成」、「張（以下殘缺）」を含めて16個所に記される。「袁成が年の六十に滿つるが爲に倚團して已後（袁成爲年滿六十倚團已後）」（第17行）とあることから開元14年時点では、張袁成はすでに定年により職事官を退任していたことがわかる。そのため、沙州符（第8行～第35行）の冒頭では「前校尉判兵曹張袁成」（第10行）と記され、文中でも「前校尉□兵曹張袁成」（第24～25行）や「懸泉府主帥張（後缺）」（第30行）と記される。沙州符は、「州を経て述べし牒（經州陳牒）」として張袁成の提出した牒の内容を載せているが、張袁成自身がそこで「□懸泉府校尉遣判兵曹事」（第11行）と稱している。この空格にも「前」字が入ったと推測できる。

折衝府の校尉は、先に説明したように従七品下に位置づけられる流内官である。そのため、張袁成は前資官として、職事官に準ずる身分として扱われていたと考えられる。その表記が「前懸泉府校尉」なのである。張袁成が官人に準ずるものとして待遇されたことは、張袁成が提出した文書が「牒」であったことから補強できる。

牒は、『唐六典』卷一尚書都省「左右司郎中員外郎」職掌條に

凡下之所以達上、其制又有六、曰表・狀・牋・啓・辭・牒（表上於天子、其近臣亦以狀。牋・啓於皇太子、然於其長亦爲之、非公文所施。九品以上公文、皆曰牒、諸人言曰辭。）

とあり、官人の使用する文書様式であった<sup>13</sup>。張袁成には「牒」の使用が許されていたことがわかる。退任後も官人に準ずる身分として遇されていた證據と言えよう。

ちなみに、張袁成は「開九年馬社前校尉□□兵曹張袁成專徵」（第24～25行）と、開元九年の馬社麥（錢）の徵收にあたったことが記されるが、これは、先に紹介した兵曹參軍の職掌の記述から見て、「（遣）判兵曹」としての任務であったと想定できる<sup>14</sup>。

## (2) 翟崇明

翟崇明は、「翟崇明」のほか、「翟明」「崇明」と記される。その身分は、沙州符の冒頭では「前府史翟崇明」（第12行）と記され、そのほかにも4個所（第72・

<sup>13</sup>牒の文書様式については [中村裕一 1996]、[赤木崇敏 2008]、[赤木崇敏 2013] を参照。

<sup>14</sup> [北原 1992] 42 頁註 (2) 参照。



85・163・175行)で「前府史」とされる。もちろん「府」とは、懸泉府のことである。また、「所由府史翟崇明」(第57行)とも記される。「前府史」の表記から翟崇明も開元14年には退任していたことがわかる。

その一方で、翟崇明の提出した「款」の署名は「品子翟崇明」(第67・143行)とあり、畫指している(第144行)。この品子としての署名は重要である。なぜならば、史として働いている期間は吏として遇されるが、ひとたび任から離れると、それ以前の身分に戻ったことを意味するからである。このような退任による身分の変化は、史のみに止まるものでなく、雜任・流外官全般が当てはまると考えてよいだろう。ここに、吏と官との格差を見出すのである。従来、任用終了後の吏がどのように扱われたのかということは、考察の対象となつてこなかったが、この翟崇明の事例によって、就任以前の身分に戻ることが確認できた。この点だけでも、本文書の持つ歴史的な価値は大きい。

なお、翟崇明は史として文書行政に携わつたと考えられることから、翟崇明が字を書けなかったとは考え難い。畫指は本人を特定するため行つたものと考えべきであろう。

### (3) 汜貞禮

汜貞禮は、「汜禮」「貞禮」とも記され、肩書きは「典」(第16・158行)「所由典」(第64・122・139行)とされる。汜貞禮は開元14年2月時點で、第64行に「在前所由典汜禮處、見在州枷項推問」とある。これを北原氏は「今現に州獄にあつて首枷をはめられ推徴されており」と譯している<sup>15</sup>。また第158行にも「合徴典汜禮今見在州枷項徴」とあり、こちらも北原氏が「徴さるべき典汜貞禮が今現に州獄にあつて徴さる。」と和譯している。この時、汜貞禮は州獄に收監されていたのである。ただし、馬社文書のみではなぜ收監されていたのかは明らかではなかった。しかし、BD15406等の「唐代敦煌縣勘印簿」の公表は、汜貞禮の罪狀を考える手懸りを與えてくれるものであつた。

BD15406は『國家圖書館藏敦煌遺書』第143冊では、「敦煌縣用印事目歴(擬)」と名付けられ、その條規目録では、BD15407・BD11177・BD11178・BD11180と同一文書でのちに分れたものであると記されている。すでに赤木崇敏氏によって杏雨書屋所藏の羽061も同一文書であることが明らかにされている<sup>16</sup>。赤木氏によれば、これらの文書は敦煌縣が發出した官文書とそこに押された官印を點檢し

<sup>15</sup> [北原1975] 74頁参照。

<sup>16</sup> [赤木崇敏2011]

た勘印簿であるとのことである。また、BD1178にみえる「懸泉府」によって、敦煌が吐蕃に陥落するまでに作成された文書であるとされた。

BD15406の第5行には、

司戸牒上州司戸、爲首僞濫勳蔭人汜貞禮等收入課役事「思」

とあり、敦煌縣が沙州の司戸に發信した文書の表題に「汜貞禮」の名が見える。このたった1行の記述が、「馬社文書」の内容と「馬社錢（麥）」の位置付けを解く鍵となるのである。

BD15406は、第2行に「十三日」の日付を有するが、年月はわからない。しかし、「馬社文書」は作成された場所は「勘印簿」と同じ敦煌縣の役所である。そして、馬社文書から開元14年段階で汜貞禮は州獄に收監されていたことがわかる。さらに、馬社文書を見ると敦煌縣と州の司戸とが「汜貞禮」のことで文書を遣り取りしていたことがうかがわれる。これらのことを勘案すれば、「勘印簿」の「汜貞禮」は、「馬社文書」に登場する「汜貞禮」と同一人物であると判断することが許されるであろう。

BD15406では、汜貞禮を「僞濫勳蔭人」とし、不正によって「勳蔭」を得た者と表記する<sup>17</sup>。もし汜貞禮が懸泉府の典であった時期なら、「僞濫勳蔭人」ではなく、「懸泉府典」と表記したと考えられる。また、一度、「僞濫勳人」とされたものが、後に折衝府の典に任命されとは考え難い。このように考えると、馬社文書が作成された開元14年2月から4月の間、「僞濫勳蔭」の罪で汜貞禮は州獄に收監されていたと考えることができる。

「僞濫勳蔭人」につづけて、「課役を收入した」とあることは重要である。汜貞禮は、不正に「勳蔭」を有すると自稱して收監された後、さらに「課役」を「(自分に) 收め入れた」ことが問題となったと解釋できるからである。ではこの課役とは何か。當然「役」たる「力役」を個人が收めることはできない。そうであれば、「課役」は物または錢を指していたと考えられよう。そう考えると、汜貞禮らが「收入」したとされる「課役」は、馬社文書で問題となる「馬社錢（麥）」であったと考えることができる。そもそも馬社は、盧向前氏によれば、いわゆる府兵制度中の官營の民間互助團體で、官馬の缺乏の補充を目的として府兵全員が強制的に参加させられる組織であつた。そして、「馬社錢」は、府兵が強制的に徴收され

<sup>17</sup>この「僞濫勳蔭」の語については、僞つたのが勳功と恩蔭なのか、勳官の恩蔭なのか、この文言のみでは判断できないため「勳蔭」と表記した。前者であれば、本人が勳官であったと僞稱したこととなり、後者であれば、「品子」または「上柱國子」・「柱國子」などを僞稱したということになる。勳官とその蔭については〔速水大2015〕を参照。

る経費であつたとする<sup>18</sup>。そこで、開元十四年に汜貞禮らが収め入れた「課役」が「馬社錢（麥）」であったとすれば、「馬社錢（麥）」は、當時府兵が負擔すべき「課役」と見なされるものであったことになる。このことは、盧氏の見解を補強するものであろう。そして、府兵の負擔問題につながるのである。制度上、府兵は番上等の任務を負擔する代わりに税役が免除される存在であったはずである<sup>19</sup>。その府兵に「課役」が課せられていたことは、當時の府兵を考えるうえで重大な意味を有するであろう。

なお、このような理解が成り立つものであれば、「勘印簿」に見える「十三日」は、同年中の3月以降の13日であったと推定できる。なぜならば、馬社錢の問題を記した「沙州符」が敦煌縣に到達したのが開元14年2月15日であり、それから決裁まで一年以上の年月をかけたとは想定できないからである。

以上のように考えると、汜貞禮は、懸泉府の典を退任した後、身分に関する不正で州獄に收監され、その後、馬社錢の未納問題でさらなる調査を受けることになったといえることができる。

## おわりに

少々雑駁な議論となったが、本論で明らかにしたことを列挙しておきたい。

- (1) 懸泉府は懸泉郷に設置された。
- (2) 懸泉府牒に捺印された官印は「左豹韜／衛懸泉／府之印」であり、その印影から懸泉府が左豹韜衛の管轄下にあったことがわかる。
- (3) 懸泉府は1000人規模の折衝府であり、中府に分類される。
- (4) 校尉は流内官であるため、その就任者は、退任後、前資官として扱われるが、流外官で雑任である史は、退任後、就任以前の身分に戻った。
- (5) 汜貞禮の存在から、羽061、BD11177、BD11178、BD11180、BD15406、BD15407の「唐代敦煌縣勘印簿」は開元14年頃に制作されたものである。
- (6) 「馬社麥」「馬社錢」は、府兵が負擔すべき「課役」と見なされるものであった。

これらの結果のなかで、(4)に注目したい。なぜならば、この退任後の位置づけに流内官と流外官以下の吏との格差が見えるからである。おそらくは、流外官以下の者達は、就任期間のみ吏として優遇されるが、任から離れると、自身本来

<sup>18</sup> [盧 1992] 77～94頁参照。

<sup>19</sup> 府兵の負擔については、多くの議論があるが、[氣賀澤保規 1999]にまとめられている。

の身分に戻されたのである。このように考えると、一度就任することによって特権が續く流内官の實職が、いかに重要だったかがわかれよう。

本報告は、長大な馬社文書のごく一部を利用して、當時の懸泉府とその官吏について考察することにとどまった。馬社文書全體の検討については、今後の課題としたい。

## 参考文献略號

日文（著者五十音順）

赤木崇敏 2008 「唐代前半期の地方文書行政——吐魯番文書の検討を通じて」『史學雜誌』117-1。

赤木崇敏 2011 「唐代敦煌縣勘印簿 羽061, BD11177, BD11178, BD11180 小考」『敦煌寫本研究年報』5。

赤木崇敏 2013 「唐代官文書體系とその變遷——牒・帖・狀を中心に」平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十～十四世紀を探る』（東アジア海域叢書7）汲古書院。

菊池英夫 1970A 「府兵制度の展開」『岩波講座世界歴史』5。

菊池英夫 1970B 「西域文書を通じて見たる唐玄宗時代における府兵制の運用」『東洋學報』42-3、4。

北原薰 1975 「唐代敦煌縣の論決せる笞杖刑文書二種——開元十四年（七二六）理缺馬社錢牒案と總章二年（六六九）傳馬坊牒について」『中國前近代史研究』創刊號。

氣賀澤保規 1999 『府兵制の研究-府兵兵士とその社會-』同朋舎。

中村裕一 1991 『唐代官文書研究』中文出版社。

中村裕一 1996 『唐代公文書研究』汲古書院。

濱口重國 1930 「府兵制から新兵制へ」同著『秦漢隋唐史の研究』上卷、1966年所收、初出1930年。

速水大 2015 『唐代勳官制度の研究』汲古書院。

日比野丈夫 1963 「唐代蒲昌府文書の研究」『東方學報』（京都）33。

日比野丈夫 1973 「新獲の唐代蒲昌府文書について」『東方學報』（京都）45。

中文（ピンイン順）

劉後賓・王湛 2013 「唐代于闐文書折衝府官印考釋——兼論于闐設置折衝府的時間」『西域研究』2013-3。

盧向前 1992 「馬社研究—P3899 號背面馬社文書紹介」同著『敦煌吐魯番文書論稿』江西人民出版社、初出は1982年。

張沛 2003 『唐折衝府彙考』三秦出版社。

中國國家圖書館主編『國家圖書館藏敦煌遺書』北京圖書館出版社、2005～2012年。

『真蹟釋錄』＝唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会經濟真跡釋錄』書目文獻出版社、全國圖書館文獻縮微複寫中心、1986—1990年。

（作者は國學院大學兼任講師・同大學大学院特別研究員）